

# 役員等選出に係る内規

## (1) 選出方法について

### ア. 役員・学年委員

- ① 役員・学年委員の選出は公募により行い、立候補を優先する。
- ② 立候補、公募で定員に満たない場合には、抽選（12月個人懇談）により候補者を選出する。なお、欠席の場合はPTA事務局が代理抽選を行う。
- ③ 役職は立候補者が優先となり、候補者の中から互選する。ただし、1年生は入学式の際に立候補又は抽選とする。なお、欠席の場合はPTA事務局が代理抽選を行う。
- ④ 特別支援学級に在籍している家庭は交流学級での選出対象となる。

### イ. 学級委員

- ① 学級委員は4月の新学級編成後（授業参観時）に選出する。なお、欠席の場合はPTA事務局が立会いのもと生徒による代理抽選を行う。
- ② 学級委員選出は立候補を優先する。ただし、他学年とは兼務できない。
- ③ 定員に満たない場合は、学級ごとに抽選を行う。ただし、複数の学級で選出された場合、兄弟の学級での選出となる。
- ④ 特別支援学級に在籍している家庭は交流学級での選出対象となる。

## (2) 選出に係る免除について

		免除される役職			
		役員	学年委員	学級委員	
経験した役職	役員	会長	○	○	○
		副会長	○	○	○
		会計	○	○	○
		会計監査	○	○	○
		部長	○	○	○
	学年委員	副部長			△
	学級委員	部員			△

- ① 役員（会長、副会長、会計、会計監査、専門部長）を経験した家庭は、役員、学年委員及び学級委員の選出免除を受けることができる。
- ② 学年委員（専門部副部長）及び学級委員（専門部員）を経験した者は、その子に係る学級委員の選出免除を受けることができる。
- ③ 当該年度において役員に選出されている者は、学級委員を兼ねることができない。
- ④ 当該年度において学級委員に選出されている者は、翌年度の学級委員の選出において、兄弟姉妹を含めて免除を受けることができる。
- ⑤ 役員及び委員の再任は妨げない。